

相馬市議会告示第一号

相馬市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年五月二十九日

相馬市議会議長 杉本智美

相馬市議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

相馬市議会の個人情報保護に関する条例施行規程（令和五年相馬市議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「同法第十九条の四第一項第五号」を「同法第十九条の四第一項第四号」に改め、同条第十六号中「第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第三条第五号の改正規定は、令和八年六月十四日から施行する。